

平成24年8月

## この離職票だけでは受給手続きができません

本日、交付しました雇用保険被保険者離職票(以下「離職票」)は、被保険者期間が不足しているため、この離職票だけでは受給手続きができませんのでご注意ください。

この離職票以外の離職票をお持ちの方は、他の離職票と合わせれば受給資格を満たす場合がありますので、公共職業安定所(ハローワーク)にお尋ねください。

雇用保険の受給資格要件は、原則として、離職の日以前2年間に12か月(各月とも賃金支払基礎日数11日以上)の被保険者期間( )が必要です。

ただし、倒産、解雇等の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月(各月とも賃金支払基礎日数11日以上)でも受給資格要件を満たします。

なお、この場合の「倒産、解雇等」には、離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上で、かつ、離職日以前2年間に被保険者期間が12か月未満の場合に限っては、「正当な理由による自己の都合による退職」が含まれる場合がありますので、この離職票に記載された離職理由等に疑問がある場合などは、ハローワークの窓口にご相談ください。

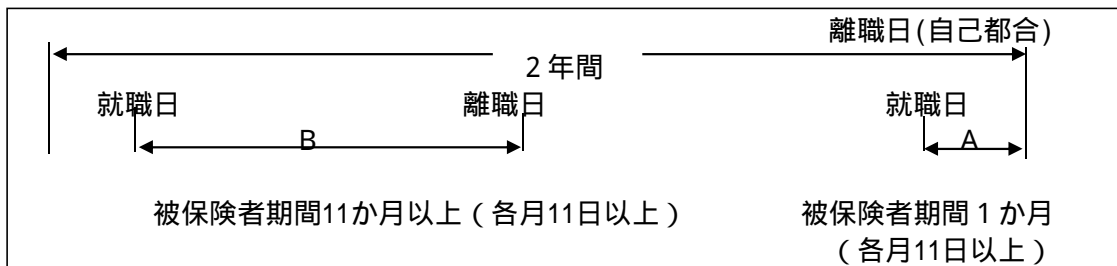
被保険者期間での1か月とは、離職した日から1か月ごとに区切った期間をさし、1か月未満の期間に11日以上の賃金支払基礎日数があっても、1か月とはみなされません。

上記の原則の受給資格要件を満たさない方でも、離職理由が病気やけが、妊娠、出産、育児等により退職し、離職の日の翌日から引き続き30日以上職業に就くことができないことを理由として受給期間の延長措置を受けた場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上の受給要件を満たせば受給手続きができることとなります。

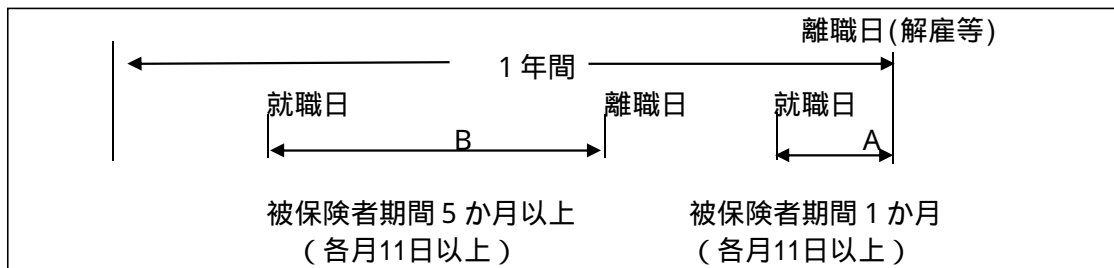
詳しくはハローワークの窓口でご相談ください。

以下の例示は、2枚の離職票で受給資格要件の被保険者期間を満たす場合です。(Bの離職票で受給資格決定していない場合に限ります。)

### 【例示1】Aの離職理由が自己都合の場合(離職の日以前2年間に12か月が必要)



### 【例示2】Aの離職理由が倒産・解雇等の場合(離職の日以前1年間に6か月が必要)



倒産、解雇等の場合は、2年間に賃金支払基礎日数11日以上が12か月(例示1)もしくは1年間に賃金支払基礎日数11日以上が6か月(例示2)いずれかの要件で受給手続きができることとなります。

愛知労働局 公共職業安定所(ハローワーク)